破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２８３号
茨城県常陸大宮市西野内288番地
破産者　柳下　玄公
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２３３７号
北海道沙流郡平取町本町201番地27
破産者　佐藤　耕治
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０５５号
札幌市東区北40条東９丁目１番１―105号
破産者　佐藤　謙二
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５３７号
相模原市中央区上溝391番地１　サンアベニュー305
破産者　川野　龍二
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第８７６号
愛知県海部郡大治町大字三本木字柳原29番地シャンテ101号
破産者　福岡　宏行
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３０１号
名古屋市中川区柳堀町13番５号　グローバル名駅南402号、開始決定時の住所名古屋市西区新道２丁目４番18号
破産者　大島　　繁
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４３６号
名古屋市守山区守山２丁目14番38号
破産者　幅　　裕太
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４３５５号
奈良県生駒市真弓南２丁目１番４号、開始決定時の住所奈良市あやめ池南８丁目７番４号
破産者　森本　知美
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４９号
大阪府堺市南区原山台１丁７番12棟509号、開始決定時の住所大阪府和泉市はつが野３丁目43番11号
破産者　宮渕　忠之
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２９７号
大阪府泉佐野市鶴原352番地
破産者　奥野　克二
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１５６６号
神戸市垂水区つつじが丘５丁目13番地の14
破産者　草苅　省三
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４３４号
神戸市灘区篠原北町４丁目２番９号
破産者　北村　泰一
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５７３号
兵庫県三田市福島329番地２　沢の本宿舎２棟103号、従前の住所大阪府豊能郡能勢町平通27番地の15
破産者　益満　三郎
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１００９号
兵庫県三田市大原1323番地165
破産者　谷　　榮一
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２０５号
神戸市垂水区福田３丁目２―23　名谷農住団地Ｇ棟101号、開始決定時の住所神戸市垂水区神陵台９丁目30番10号
破産者　ウツミ技研こと　内海　健一
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６４２号
広島市中区大手町５丁目13番１号
破産者　田村　光清
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７９９号
広島市西区草津南１丁目７番15号
破産者　岩崎　　泉
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部